

平成29年度 とちぎグローバル人材育成プログラム 「上級コース」チェックシート

初めに

※このチェックシートは、申告前の確認にお使いください。

- 大学コンソーシアムとちぎのホームページ上で、「上級コース」の「募集要項」を確認。採用後、「9. 派遣留学生の要件」及び「5. 支援の対象(2) 留学計画の申請要件」を満たさなくなった場合は採用が取り消されますので、事前にしっかり内容の確認をしてください。
- 応募したい場合は、初めに在籍大学等の留学生担当部署等で応募の意思があることを伝え、申請書類の提出期限・提出方法等を確認。

あなたは、

募集要項 p6 「9. 派遣留学生の要件」

日本国籍を有している又は日本への永住が許可されている。

本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する。

日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する。

日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する。

原則として、(独)日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たしている。
※上記家計基準を超えた学生も1人を上限に支援します。
※在籍大学等に家計の所得がわかる直近(平成28年1月～12月分)
の必要書類(源泉徴収票、確定申告書等)を提出し、家計基準を満たすか満たさないか確認してください。

留学に必要な査証を確実に取得し得る。

留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する。
※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の在籍大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた在籍大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めます。

平成29年4月1日に、30歳以下であり、
栃木県内の大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校4年生以上、
専修学校(専門課程)生である。

インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、
本制度による奨学金の支給月額を超えない。
※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない
場合があるので、当該団体に確認すること。

本制度の第1～6期派遣留学生でない。(高校生コースの支援者は、これに含まない。)
※高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。

とちぎグローバル人材育成プログラム共通科目の単位を6単位以上修得(過去年度の単位も累計可)している、
又は今後修得可能である(留学後でも可)。



あなたの留学計画は、

募集要項 p4 「5. 支援の対象(2)留学計画の申請要件」

平成29年8月18日から平成30年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される予定となっている。
※日本学生支援機構が実施する日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できません
ので、注意して下さい。

留学期間は3か月以上で、2年以内である。
※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に
かかる期間は留学期間に含まれません。

留学先における受入機関が存在している。

在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認めている。

留学の目的に沿った実践活動が含まれている。
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

※海外の活動計画は、大学や研究所等での学修と実践活動の両方を含むことを基本としますが、テーマに沿った計
画であれば実践活動のみでも認める場合があります。ただし、受入れ機関が存在していること、かつ、実践活動のみ
の計画が在籍大学等において教育上有益な学修活動と認められることが条件となります。

あなたの留学計画の内容は、

募集要項 p3 「5. 支援の対象(1)プログラムの内容(本協議会が実施するプログラム)」

下記分野は「在籍する分野」ではなく、「留学計画の分野」を選択してください。

ものづくり・食・農・医分野

本県産業の中心であるものづくりや農業などを中心に、
グローバルな展開をしている製造業や食・農・医療・環
境等の分野で活躍したい学生の留学。

観光・地域づくり分野

栃木県の地域資源を生かす観光プランナーや地
域づくり・地域の課題解決等の分野で活躍したい
学生の留学。



申請書類を作成・準備

募集要項 p7 「11. 応募学生申請書類の作成及び提出」

◆ 大学コンソーシアムとちぎのホームページ

URL:<http://www.consortium-tochigi.jp/index.html> ⇒ 大学生の方へ⇒海外留学等支援事業のページの「上級コース」から、募集要項及び留学計画書をダウンロードし作成。

申請される留学計画は、在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署に相談の上、作成を進めて下さい。

◆ 応募学生申請書類〈電子媒体〉

①平成29年度後期(第7期)官民協働海外留学支援制度留学計画書(様式1・自由記述欄) ……1部

②留学先期間の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等及び外国語の検定、資格を確認できる書類の写し ……1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付して下さい。



申請書類を在籍大学等へ提出

記入漏れや不備等がないか確認



在籍大学等の指定する提出方法に基づいて申請書類を提出



※申請書類(電子媒体)は日本語で作成して下さい。

※1ファイル当たりデータ量を2MB以内におさえて作成して下さい。

※申請書類(電子媒体)の作成に当たっては、様式などを参照の上、作成してください。欠落(不足)や記入漏れなどがあつた際には、審査の対象とならない場合があります。



**平成29年4月26日(水)
17時必着**

応募学生 → 在籍大学等に
申請データを提出



選考へ

書面審査(平成29年5月中旬) →在籍大学等を通じて5月中旬に結果を通知予定
※合格者には、面接審査の日程など詳細についても通知します。

面接審査(平成29年5月下旬) 書面審査の合格者を選考
→在籍大学等を通じて6月中旬に結果を通知予定

平成29年6月中旬 採用学生の決定!

**平成29年7月中旬
事前オリエンテーションに参加**

**留学等の開始前
事前インターンシップ実施**

**平成29年8月or12月
日本代表プログラム事前研修(1泊2日)に参加**

**平成28年8月18日(金)以降
留学等の開始**



トビタテ!
留学JAPAN

その経験が、未来の自信。

トビタテ!!